

議案第2号 鳥取都市計画公園の変更

5・8・1号 湖山池公園

1. 都市計画決定の変更の理由

湖山池公園は、1965年（昭和40年）に684.6haの区域を都市計画決定し、湖山池を取り囲む湖畔に整備された自然公園として、これまでに約44.7haを供用開始し長年市民に利用されてきた。

現在、鳥取市高住、良田地内において、鳥取県が施行している主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良事業による道路拡幅や線形改良に伴い、道路区域の変更が生じるため、公園区域と道路区域が重複する部分について、公園区域を変更する。

さらに、既存の公園整備済み区域と不整合が生じている区域を、現状の地形地物にあわせて都市計画公園区域を変更するものである。

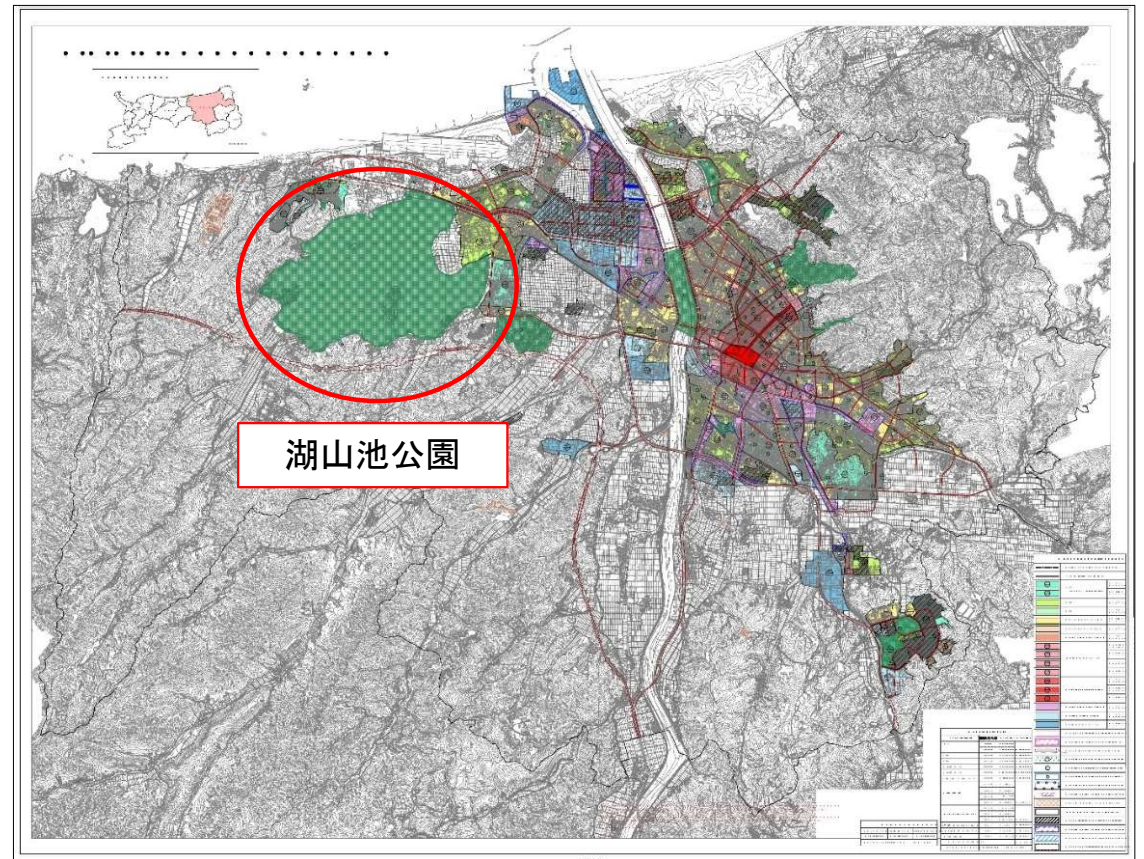
なお、公園名称のうち都市計画番号について、現行の都市計画法に基づき都市計画運用指針に沿った都市計画番号に修正する。

2. 変更前後対照表

変更前後	種別	名 称		位置	面積	備考	主な変更内容
		番号	公園名				
変更前	総合公園	5・8・1	湖山池公園	鳥取市湖山町南三丁目、桂見、高住、良田、松原、金沢、福井、三津、湖山町西二丁目、湖山町南五丁目、湖山町南四丁目、湖山町南一丁目	684.7ha		名称、区域及び面積の変更
変更後	総合公園	<u>5・7・1</u>	湖山池公園	鳥取市湖山町南三丁目、桂見、高住、良田、松原、金沢、福井、三津、湖山町西二丁目、湖山町南五丁目、湖山町南四丁目、湖山町南一丁目	<u>786.4ha</u>		

湖山池公園概要

名 称	都市計画公園 5・8・1号 湖山池公園
位 置	鳥取市湖山町南三丁目、桂見、高住、良田、松原、金沢、福井、三津、湖山町西二丁目、湖山町南五丁目、湖山町南四丁目、湖山町南一丁目
種別	総合公園
面積	計画：684.7ha、供用：44.73ha
計画決定	当初：S40.4.8（建設省告示第1,206号） 変更：S46.6.22（鳥取県告示第549号） ※駐車場予定地の位置及び区域変更
供用開始	S41.3.31
計画緒元	山陰海岸ジオパークエリアのジオスポットである湖山池を取り囲む湖畔に整備された自然公園 設置の目的： 市民の健康の増進及びレクリエーションの振興 周囲の長さ：16km ゾーン： お花畑ゾーン「愛称：湖山池オアシスパーク」 （湖山町南、桂見周辺） 子どもの遊びゾーン（高住及び青島周辺） 休養ゾーン（金沢及び福井周辺）



位置図

都市計画決定・変更

告示年月日	面積	備考
S40.4.8	684.58ha	【当初決定】5・8・1号湖山池公園
S46.6.22	684.70ha	【変更】駐車場予定地の位置及び区域変更

供用開始

供用年月日	面積	備考
S40.4.8	16.47ha	子供の遊びゾーン(高住・青島周辺)供用開始
S41.3.31	16.70ha	子供の遊びゾーン区域追加
H11.7.16	21.66ha	子供の遊びゾーン区域追加 休養ゾーン(つづらお、金沢)供用開始
H12.7.1	28.76ha	お花畑ゾーン供用開始
H13.3.31	34.88ha	休養ゾーン(つづらお)区域追加
H13.6.11	44.14ha	休養ゾーン(金沢、福井)区域追加
H26.4.1	44.23ha	休養ゾーン(金沢)区域追加
H27.4.1	44.73ha	お花畑ゾーン区域追加 三津展望広場供用開始

1. 公園名称(公園番号)の修正

変更前	5・8・1号 湖山池公園
変更後	5・7・1号 湖山池公園

※都市計画において定める公園の番号の読み方

5・7・1 湖山池公園

↓ ↓ ↓

① ② ③

① 区分 5・・・総合公園

② 規模 7・・・面積300ha以上のもの

③ 一連番号・・・当該都市計画区域の区分毎の一連番号

① 区分：公園の種別

2 街区公園

3 近隣公園

4 地区公園

5 総合公園

6 運動公園

7 特殊公園(風致公園)

8 特殊公園(動物公園、植物公園、歴史公園)

9 広域公園

② 規模：面積の範囲

2 面積1ha未満のもの

3 面積1ha以上4ha未満のもの

4 面積4ha以上10ha未満のもの

5 面積10ha以上50ha未満のもの

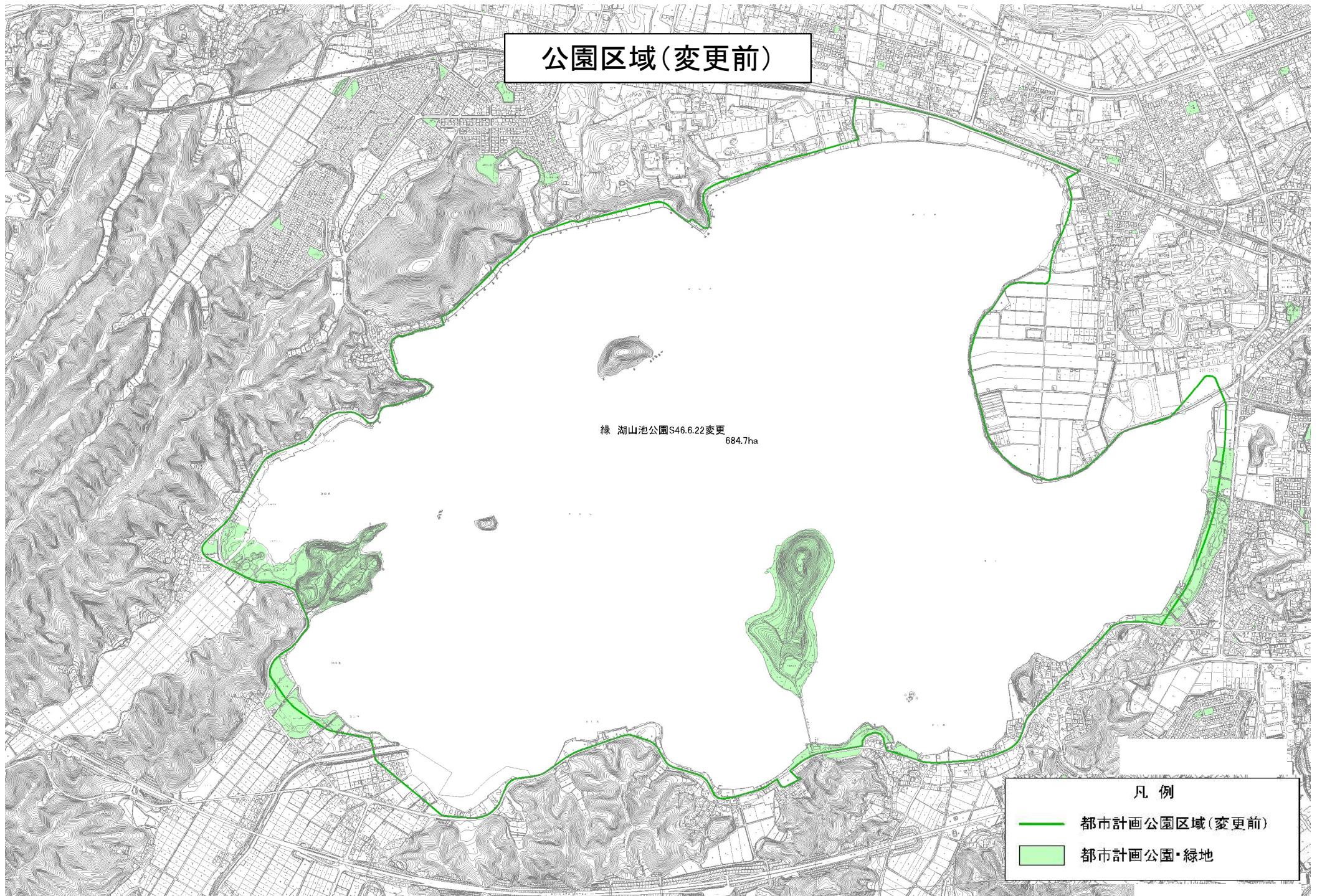
6 面積50ha以上300ha未満のもの

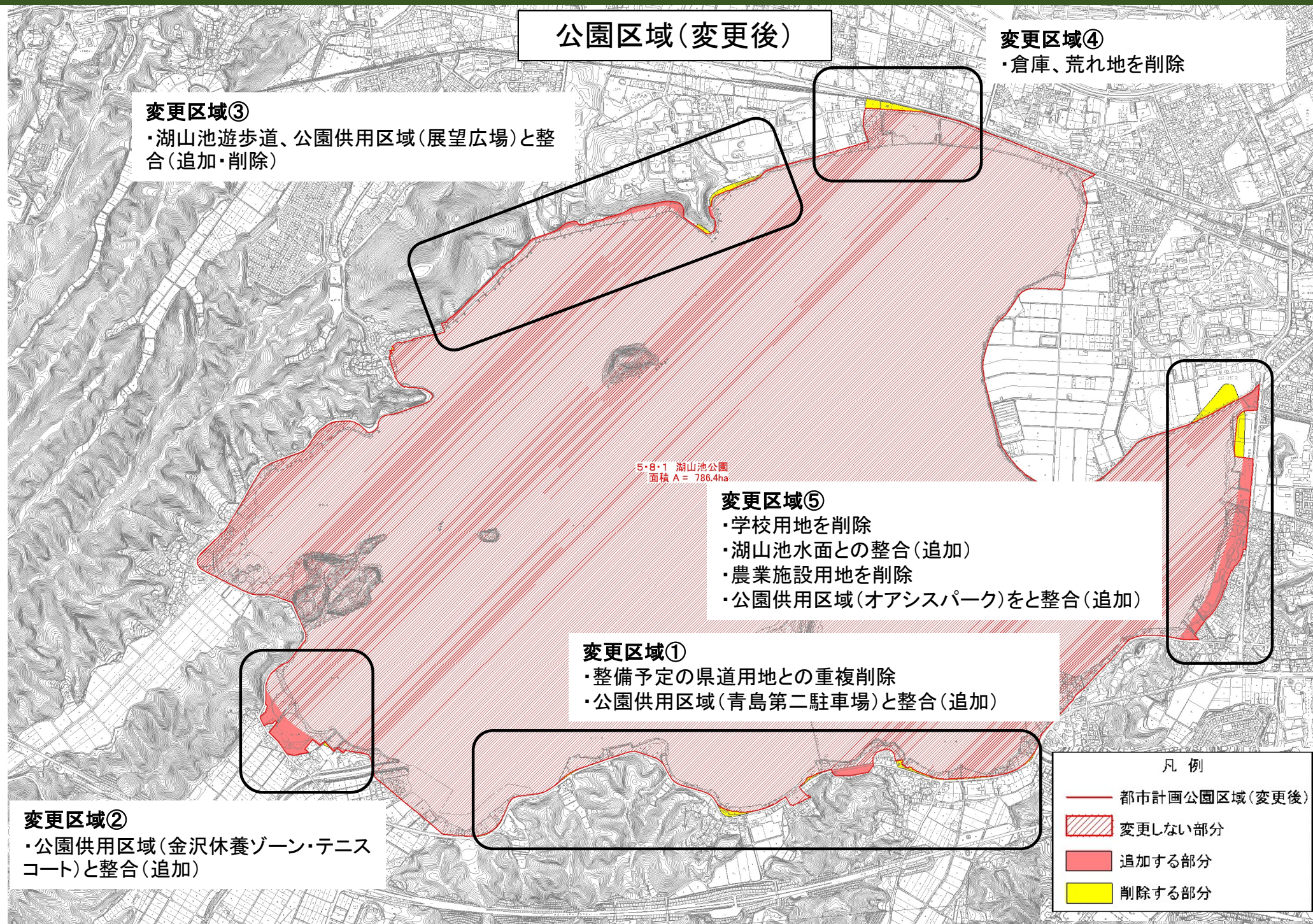
7 面積300ha以上のもの

③ 当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

2. 公園区域面積の変更

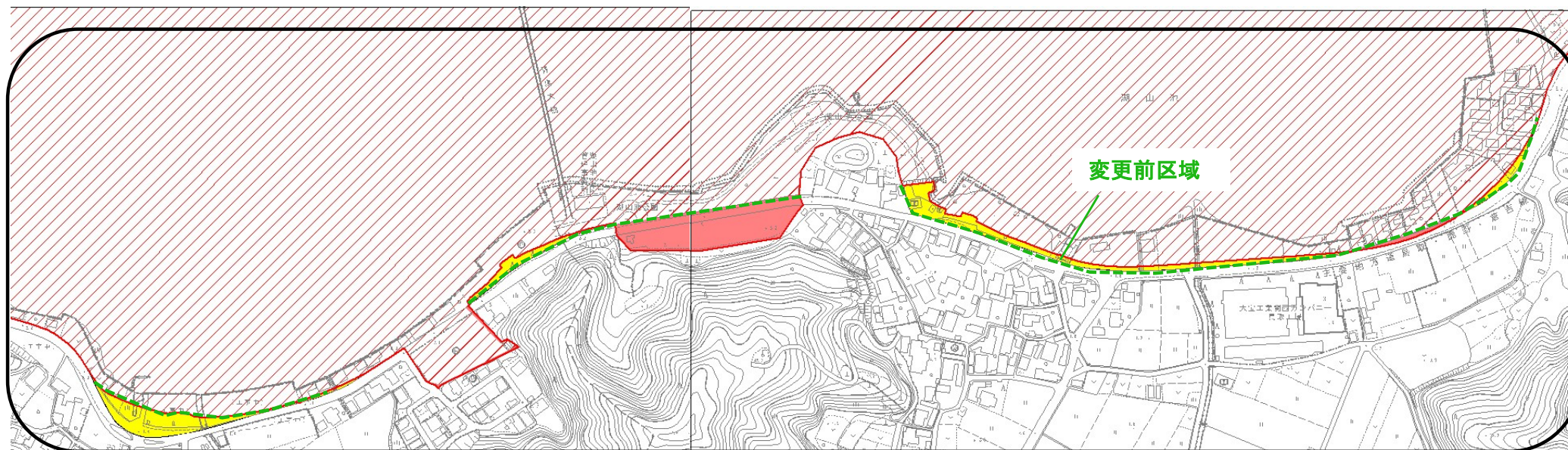
変更前	684. 7ha ➡ 780. 5ha	令和3年都市計画基本図を基に再求積
変更後	786. 4ha	
増減	5. 9ha	増加





変更区域①

- ・主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良事業による道路拡幅、線形改良に伴い、道路区域の変更が生じたことにより、公園区域と道路区域が重複する部分について、公園区域を削除し、湖岸沿いの地形地物との整合を図る。
- ・青島第二駐車場を区域に追加し、公園供用区域との整合を図る。



他事業との関連

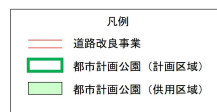
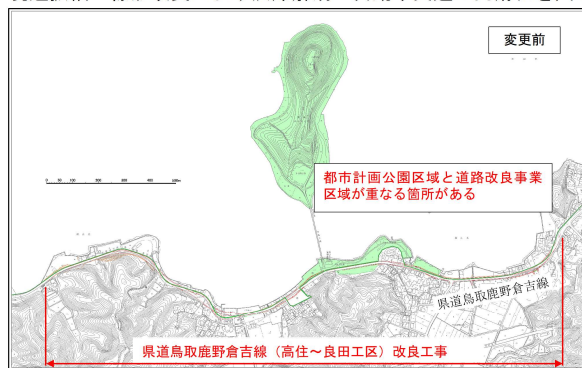
事業名：県道鳥取鹿野倉吉線（高住～良田工区）改良工事

事業延長・幅員：L=2.2km・W=6.5（13.0）m

事業目的：

- ①歩行者等の安全確保
歩道の幅員狭小・未整備区間において、歩道整備により歩行者・自転車の安全を確保する。
- ②交通の円滑化
現道拡幅・線形改良により渋滞解消・自動車交通の円滑化を図る。

追加する部分：0.6ha
削除する部分：0.8ha
増減 0.2ha減



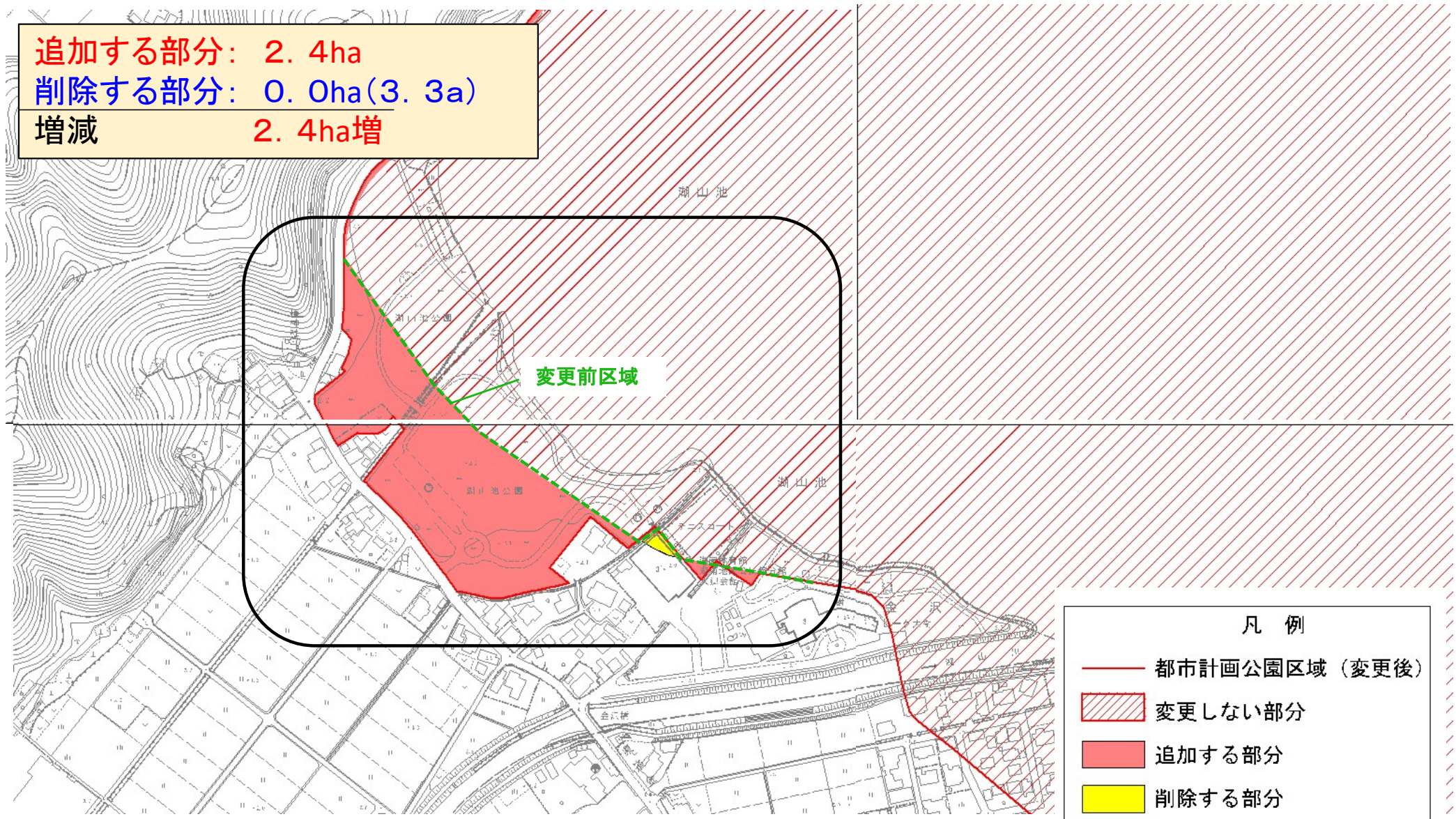
変更区域②

- ・金沢休養ゾーンと金沢テニスコート用地の一部を区域に追加し、公園供用区域と整合を図る。
- ・湖南地区公民館用地と重複している部分について、地形地物にあわせ公園区域を削除する。

追加する部分： 2.4ha

削除する部分： 0.0ha(3.3a)

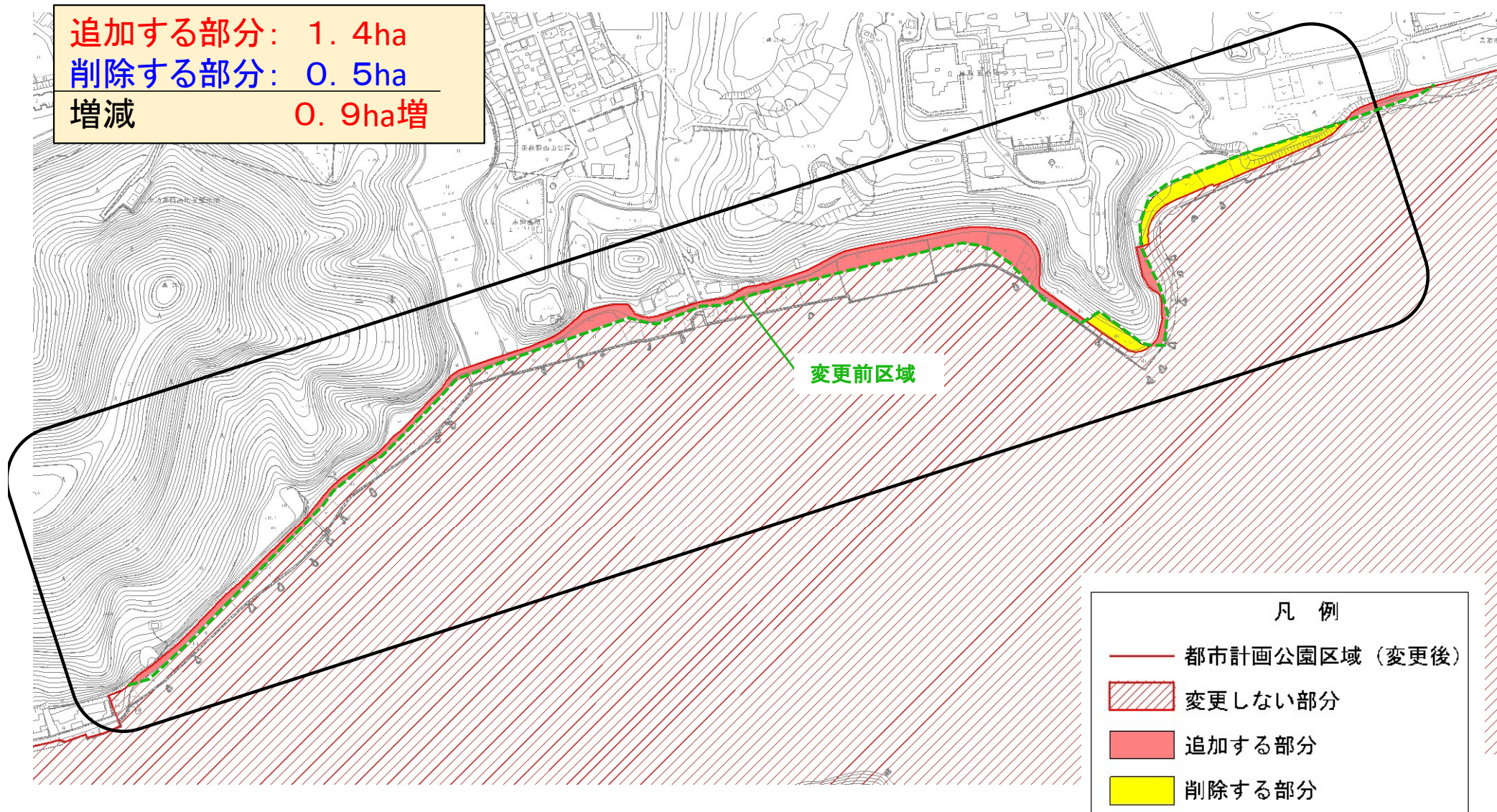
増減 2.4ha増



変更区域③

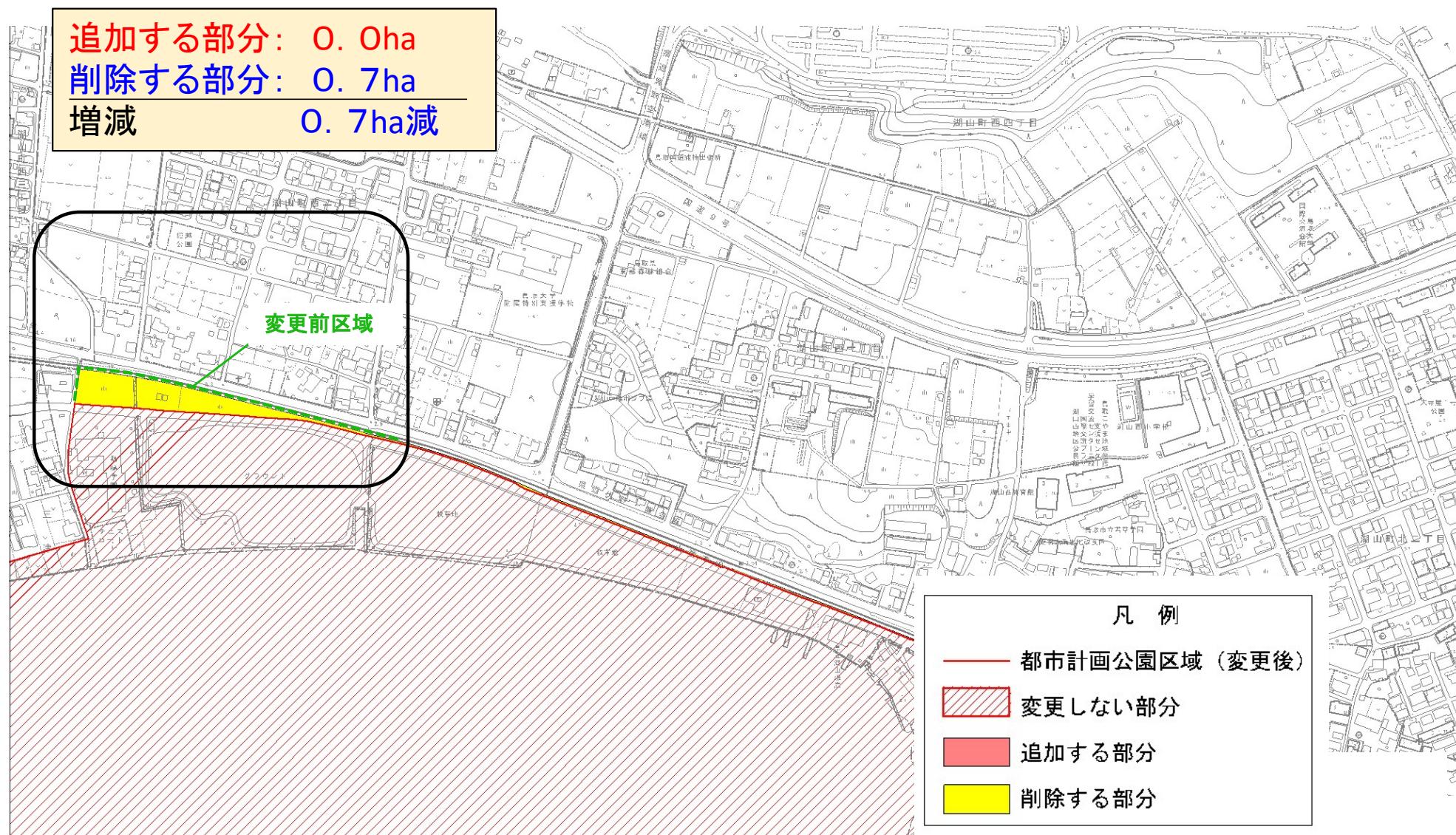
- ・湖山池遊歩道の地形地物にあわせ、公園区域との整合を図る。
- ・三津展望広場を区域に追加し、公園供用区域と整合を図る。

追加する部分： 1.4ha
削除する部分： 0.5ha
増減 0.9ha増



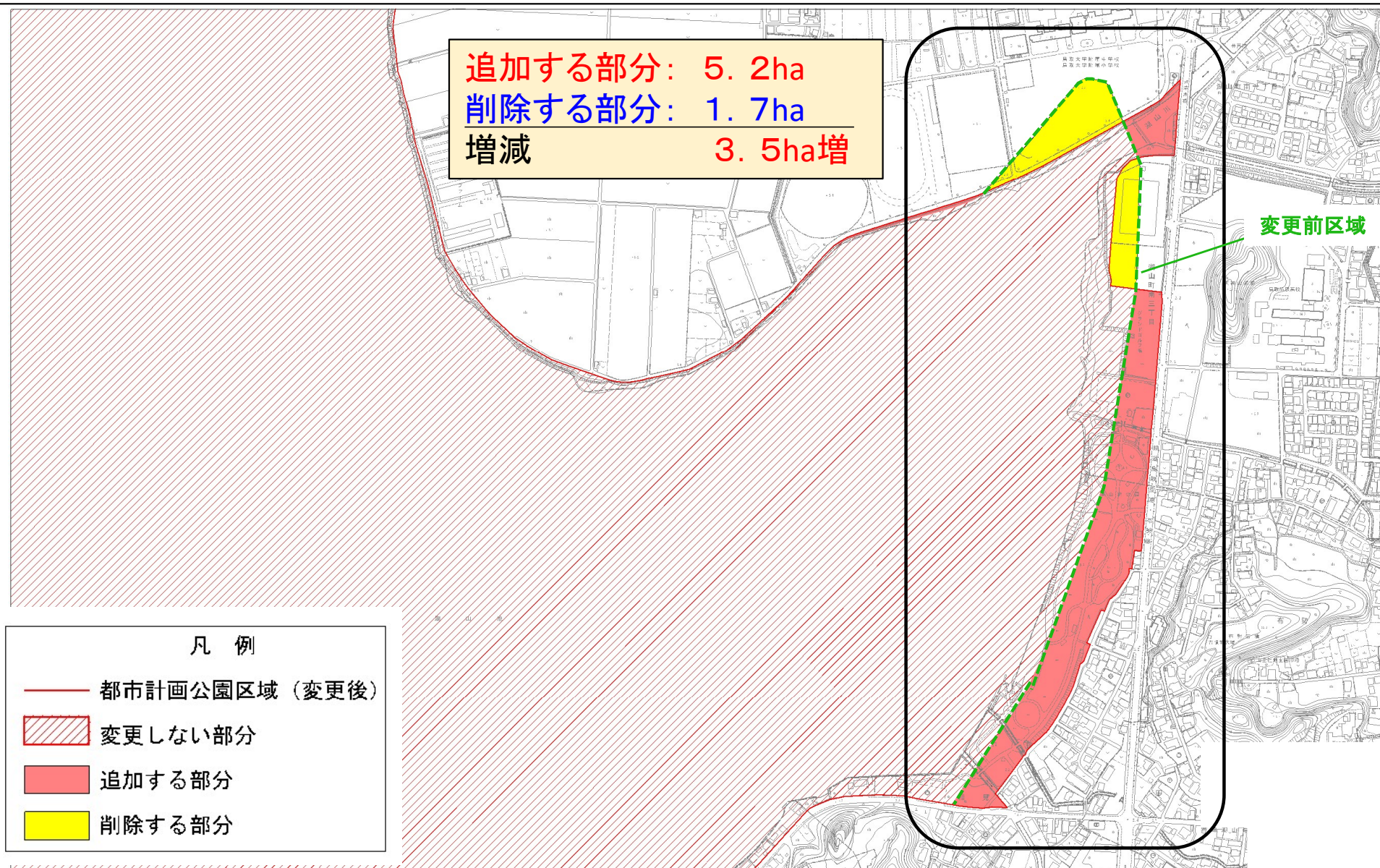
変更区域④

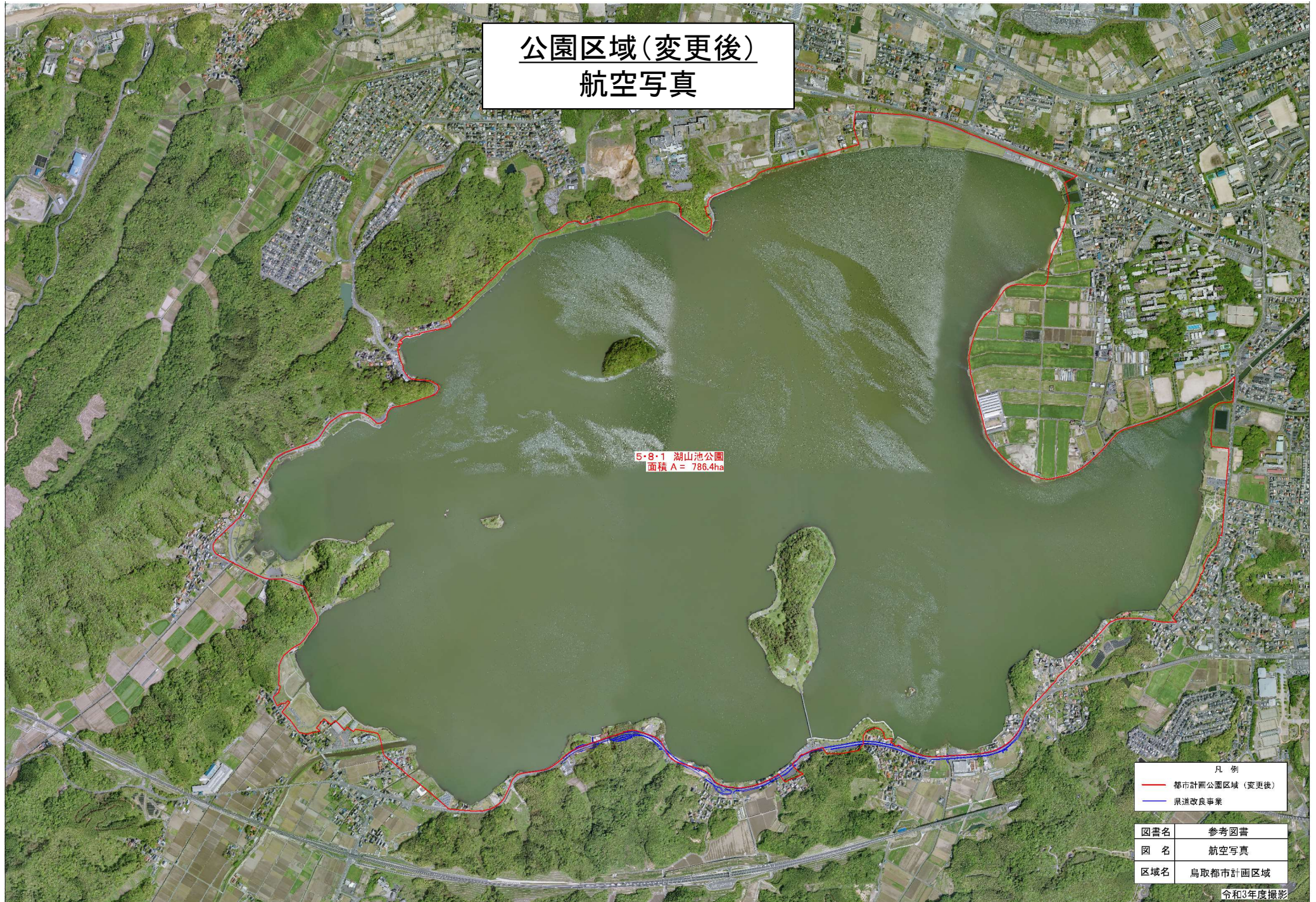
- ・倉庫、荒れ地となっている区域を公園区域から削除する。



変更区域⑤

- ・学校用地を公園区域から削除する。
- ・湖山池水面にあわせ公園区域に追加する。
- ・農業施設用地を公園区域から削除する。
- ・湖山池公園(オアシスパーク)を公園区域に追加し、公園供用区域と整合を図る。





時期	内容
令和7年8月（今回）	鳥取市都市計画審議会（事前審議）
9月～11月	関係機関協議
	地元説明
12月	県知事事前協議
	都市計画法第17条に基づく縦覧
令和8年1月	鳥取市都市計画審議会（本審議）
2月	都市計画法第19条の3に基づく県知事協議
3月	都市計画決定告示